社說

總選擧に就て

前政府は選擧取締の爲め緊急勅令を發して棍棒刀劍等の携帶を禁じたるが今度の内閣は一歩を進めて賄賂授受の取締を嚴にし選擧人饗應の宴會をも禁ず可しと云ふ著しき効能は固より期し難しと雖も尙は手を空うして傍觀するに勝る可し不正手段を用ふるものは嚴々と處分するみとゝして扨何人が其選擧場裡に立て爭ふ可きやと云ふに今日の勢にては殆んど憲政黨の獨り舞臺にして敢て其向を變らんとするものなきが如し黨員の語る所に據れば二百五六十名を出すみと難からずと云ふ同黨の爲めには至極結構なるみとなれども政論の公平を保たしめんには商工業者の如き此際奮て出陣せざる可らず今の議會は百姓議會にして農民の利害に付ては議論喧しきにも拘はらず商工業者の休戚には更らに頓着せずとは非ず例へば地租輕減地價修正は議會開設の當初よりの熱心に叫ばれたる問題にして今日に於ては最早や輕減を口にするものなしと雖も此上農民の負擔を增さんとするも容易に行はれざるに反して營業税の如き颯々と通過したるのみか其税法不完全にして苦情多きに拘はらず議會は耳を傾くるの色なきが如し果して然らば商工業者は何故に自から進んで議會に出でざるか自家の利害の重ぜられざるを知り又自から進んで其意見を實にするの道あるにも拘はらず只隅にてブツブツ苦情を唱へ或は當局者に歎願陳訴するが如き生地なきの甚だしきものと云ふ可し從來の議員は大抵書生上りの政論家にして經濟思想に乏しきものなれば若しも商工業者中の錚々たるものにして自から場所に列して論ずる所あらんには少なくとも經濟問題に付て其言の躊躇せらるゝみと猶は法律問題に關して法律家の議論の行はるゝが如くなる可し商工業者の爲めには一方ならぬ利益にして議會も亦單に政論家のみならず名望ある紳士を得て自から其光彩を增す可し双方の爲めに敢て其奮發を促すと共に一歩を進めて前政府の最老輩に於ても此際多少進退する所あらんみとを望ましけれ時勢の變巳むみとを得ず一旦政權を擧て民黨に讓りたれども最早や既に國かにて永久政治界を退くの意には非ざる可し或は國難の事情に際したる其當時は退隱の念も生ずるみとならんと雖も既に一過、次第に無事に苦むに連れて又[illegible]する者の常にして[illegible]云ふに及ばず國民[illegible]なければ今より[illegible]所要なる可し或は[illegible]

政黨は程なく分裂して政界混雜の時ある可し其時は即ち乘じて以て爲す可きの時なりとの説もあらんかなれども我輩の想像を以てすれば假令ひ紛議は免れざるにもせよ恰も瓜を剖りたるが如く舊進歩黨と自由黨とが眞二つに分る可しとは思はれず進歩黨の中にも不平を抱く者ある可く自由黨の中にも飽まで合同を維持せんとする者ある可し諸り亂るゝ時には先づ隅々より崩れて今日一人去り明日又三人數くとか東北派が獨立するとか關派が分離するなど云ふ其有樣は恰も舊自由黨の末路の如くならんか一朝にして憲政黨の半分を押領するは先づ以て覺束なきみとなれども今度の選擧に少しにても味方を作り之を種として次第に不平連を收容するの工夫、肝要なる可し元老、老いたりと雖も尙は其餘威の利用す可きものあり手を擧て麾けば旗下に集まるもの自から多かる可きに反して此まゝに捨置けば幾日その用を爲す可き國民協會の如きも新政黨に壓せられて殆んど消滅するに至る可く勞々以て此機會を空うせざらんことを望むものなり

○陸軍經費の膨脹

陸軍省に於ては此程豫算會議を開きて三十二年度の豫算に付協議する所ありしが未だ確定には至らざれども本年度に比し餘程の增額を來すべく或は數十萬圓の多きに至るべしといふ斯く增額を來せるは新設師團に伴ふ經費、物價騰貴に伴ふ糧食費及び兵營經營費等の增加に淵因すれども其大部分は全く糧食費の增加にして從來兵士の糧食は一日に米六合と副食代五錢乃至六錢(土地により異なり)の定めなるも今日の如き物價の騰貴にては僅々五六錢を以て從來の如き副食物を給するみと出來べくもあらず米も同じ六合宛とすれば其購入費餘程增加すべきに付此點に於ては餘程增額せざれば現狀を維持せんみと覺束なかるべしと云ふ

○桂陸軍大臣の談話

桂陸軍大臣は此程訪問の客に語りて曰く今回の政變は意外なりとて絶對的に政黨内閣を排斥するものにあらざれども何方かと云へば帝室内閣を維持するの一人なり然るに前内閣の瓦解として政黨内閣の末班に列し居るは心中穏しからずやと云ふものあれども抑も陸軍は陛下の自から統率し給ふ所にして臣下の喙を容るべき所にあらず則ち實き邊の思召に依り斯くは留任し居るも好適の後任者さへあれば直に讓る積りなりと云ふ

○伊藤侯總理大臣を訪ふ

前號記せし如く伊藤侯は去る十三日の夜九時[illegible]の汽車にて大磯より上京したるが侯は[illegible]ホテルに入り[illegible]もなく大隈總理大臣を永田町の官邸に訪ひ[illegible]か長時間の密談[illegible]此時は未だ知[illegible]多分[illegible]に關する件ならんと推察するものあり

○臺灣の煙草栽培

臺灣の產業は一二にして足らずと雖も煙草栽培の如きは最も好適の事業なるべし當拓殖務省に於ては臺灣に煙草を栽培して一大產物と爲さんと欲しマニラより良種を取寄せ斯業に經驗あるもの二三人を雇入れ試作場を設置して盛に栽培せんと計畫したるも同省の廢止と共に此計畫も畫餅に歸したりしが今度新内閣の某大臣は稅源培養の政策として此計畫實に妙なれば早速臺灣總督と妥協を遂げマニラ煙草栽培の良否を調査せしむべしと主張し居る由なれば早晩或は實行さるべしと云ふ

○大連灣の設備

大連灣は三箇年中に外國人のため開放せらるゝ筈にして同灣は深さ十六呎までに浚渫せらるべく之がために要する費額は百六十萬磅の見積なり尙は同港には一の堤防を修築して之を防護し且つ數多の埠頭を建築する見込にて之がため又百四十萬磅を要すべし而して同港の北部には支那人專用、其南部には外國人專用の埠頭を修築する計畫ある由又聞く所に據れば支那人は天津より大連灣に達すべき鐵道線路並に其支線として牛莊より奉天及び吉林へ通ずべき線路を敷設する計畫中に在りと去月二十七日東亞細亞ロイド新報に見えたり

○フィリッピン嶋の將來

フィリッピンの反將アギナルドーが其初め獨立を唱道したりしに拘らず中頃より變じて米國の保護を望む旨宣言し其成らざるに當て初めて獨立すべしと稱し居る由は前號の紙上に記したるが支那メールの報ずる所にては米國は固より併有の決心にて反將は飽くまで獨立の覺悟なり左れども今遂に反將の意に逆ふに於てはカヴヰテの上陸も頗る困難なるべきを察し米國は暫く反將が提言の儘に從ひたり即ち其提言とはフィリッピン新政府が充分獨立の勢力を養ひ得る迄假に米國保護の下にあらんと云ふにありて是には畢竟米國にも反將にも互に利用せん利用されんとの野心ありての事なるべし左れば西班牙兵に對する戰爭一段落を告ぐる上は定て一紛擾を來すならんと云へり

○フィリッピン共和國建立宣言

西班牙兵擊破の後フィリッピン群嶋を如何に處分すべきやにつきては反將アギナルドーと米國政府の間に野心の衝突ある模様にて一ツ還れて又一ツ難に西側の覆るべき憂ある事は別項に記す如くなるが去る八日香港に着したる米國汽船エッザー號がマニラより齎したる報に據れば同號は三日マニラを出帆したる由なるに其頃既に反將アギナルドーはフィリッピン共和國建立の宣言書を發したりと云へり

○米國フィリッピン附[illegible]

米國が正式にグアム嶋を占領したる由は既報[illegible]

軍隊輸送船の一行は五月廿七日に於て桑港を出發し途上布哇に寄港して數日ホノルヽに滯留したりと雖も其カヴィテに着したるは六月三十日にて其航海に一ケ月餘を費したり是は南方の航路を取りてカロライン群嶋に寄航し同嶋を初めマーシャル群嶋、ラドローン群嶋等を占領し來りたるに依ると云ふ尙はグアム嶋にては嶋守及び部下の官吏其他兵士五十四人を虜にしたる由にてカヴィテ進撃は既報の如く第二次輸送兵の着するを待て之を行ふ豫定にて第二次輸送兵は六月十七日桑港を出發したれば遲くも昨今頃には着すべき筈なりと云へり

○獨立の氣焰

米國陸兵はカヴヰテに上陸したるも未だマニラ市を攻擊せんとする模様なく第二次、第三次の運送船、到着するを待ちつゝある様子なるが之に就き某海軍佐官の説く所を聞くに近來、呂宋に於ける反徒は獨立を望むみと甚だ切なるが如く其氣焰、實に當るべからざるものあり若しヂューウェー將軍にして疎忽に兵を動し反徒をして其志を滿さしむるときは他の一方に米國の輿論がマニラの永久占領を主張しつゝある今日なれば不幸にして反徒と米國との間に容易ならざる紛訌を生ずるやも測るべからずヂューウェー將軍の沈着なる他日の紛訌を慮りて暫く持重の態度を取るものに外ならざるべしと云々といへり

○獨逸益々野心を現はす

同じくエッチー號の携へたる報には同船のマニラを發せし頃獨逸軍艦は暗夜に乘じ頻に軍需品をマリヴアレスに揚陸し居たりと云へりマリヴアレスはコレヒドルの北に當り灣の對岸に位する市街なりとぞ

○・・・・・・・マニラ水道の遮斷

マニラの水道は遂に反徒の爲めに遮斷されたる由にて飲用水は去る三日頃に於て既に殆んど盡きたりと云へり

○收入印紙

證劵印紙、煙草印紙、訴訟用印紙、賣藥印紙、登記印紙の各種各別なるを廢し單に一種の印紙を以て此等に代ふべしとは是迄耳にしたる議論なりしが右は今度愈々斷行せられ昨日の官報、勅令第百四十號を以て右各種印紙を貼用すべき場合には自今一様の收入印紙を用ひしむるみとゝし收入印紙の形式は大藏大臣の定むる所に任せ當分の内は從來の各種印紙を收入印紙の代りに使用し得る旨發令せり此勅令に依て五種の印紙は一種と本りたれど郵便切手の如きは從來の儘に存せらるゝ筈なり

○港務局官制

開港々則と改稱せられたる結果として勅令第百五十二號、港務局官制は昨日の官報に於り發布せられたり局長は港長の事務を行ふ[illegible]